

医整第480号
平成27年8月11日

一般社団法人岐阜県医師会長
一般社団法人岐阜県病院協会会长
公益社団法人岐阜県看護協会会长
} 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

看護師の特定行為に係る研修制度について（情報提供）

平素より、本県の医療行政にご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。
標記について、厚生労働省医政局看護課から研修制度に関するリーフレットの送付がありましたので送付します。また、去る7月30日に開催された第8回医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会において、研修機関の指定がなされたことについての情報提供がありましたのでお知らせします。
なお、東海地方では、下記研修機関が指定されました。

記

○指定研修機関（愛知県2校）

学校法人愛知医科大学 愛知医科大学大学院看護学研修科看護学専攻（21区分）
学校法人藤田学園 藤田保健衛生大学大学院保健学研修科保健学専攻（21区分）

指定研修機関一覧は下記厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html>

○添付資料：リーフレット（特定行為に関する看護師の研修制度が始まります）

担当課	岐阜県健康福祉部医療整備課
看護係担当	土屋、矢崎
電話番号	058-272-8269（直通）
FAX番号	058-278-2623





特定行為研修ってどういうもの？

研修を実施する機関

特定行為研修は、厚生労働大臣が指定する指定研修機関で行います。

研修の内容

研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区別科目」に分かれています。研修は、講義、演習又は実習によって行われます。

修了証の交付

特定行為研修修了後には、指定研修機関より修了証が交付されます。

指定研修機関は、研修修了者の名簿を厚生労働省に報告します。

共通科目

全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための研修

共通科目の合計時間数：315時間

共通科目の内容 時間数

臨床病態生理学	45
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	45
疾患・臨床病態概論	60
医療安全学	30
特定行為実践	45
合 計	315

区別科目

特定行為区分ごとに必要とされる能力を身につけるための研修

区分ごとに設定された時間数：15～72時間

(例) 特定行為区分 時間数

呼吸器(気道確保に係るもの)関連	22
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	21
創傷管理関連	72
創部ドレーン管理関連	15
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	36
感染に係る薬剤投与関連	63



どこで研修が受けられるの？

特定行為研修を行う指定研修機関は、厚生労働省のウェブサイトに掲載されています。

<指定研修機関一覧>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html>



特定行為を適切に行うために

本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません。

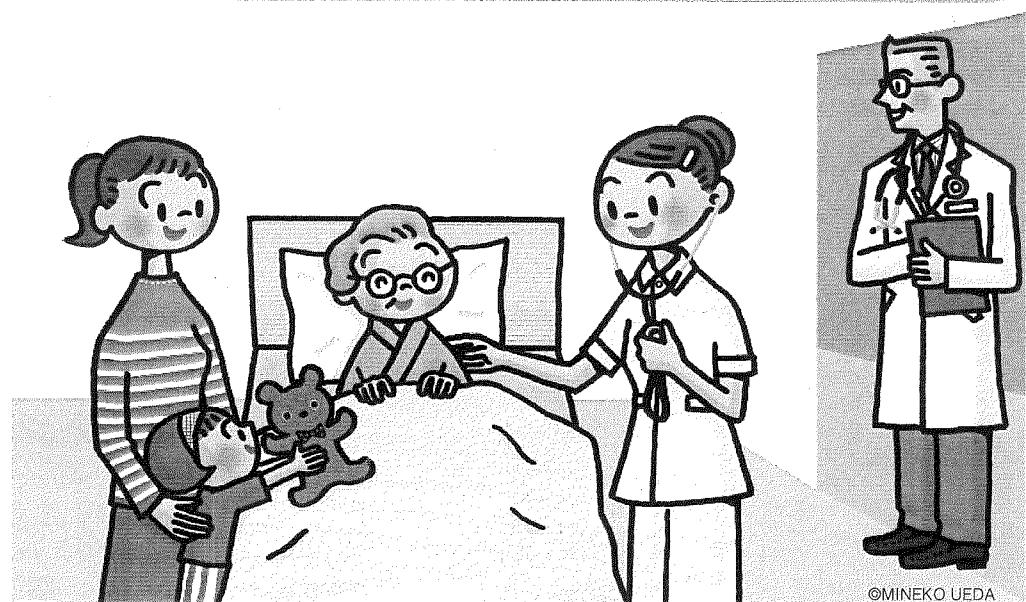
これまで通り、看護師は、医師・歯科医師の指示で、特定行為に相当する診療の補助を行うことができますが、医療機関の皆さんには、特定行為を適切に行うことができるよう、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」(平成4年法律第86号)第5条の規定に基づき、看護師が自ら研修を受ける機会を確保できるように配慮をしていただきたいと考えています。

また、看護師は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第28条の2及び「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第6条の規定に基づき、その能力の開発及び向上に努めさせていただきたいと考えています。

医療関係者の皆さんへ

特定行為に関する 看護師の研修制度が 始まります

平成27年
10月1日から



©MINEKO UEDA

1 見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、看護師が行う「特定行為(診療の補助)」が明確になりました。

2 身につく

研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

3 見極める

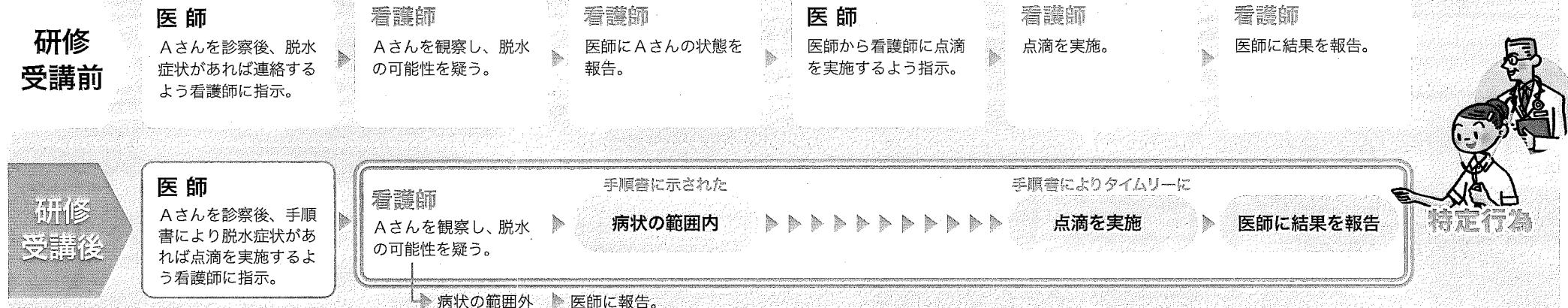
研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。また、「治療」「生活」の両面から、患者さんを支えます。



未来の医療を支える研修制度

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の医療を支えるために保健師助産師看護師法の一部改正によって、平成27年10月1日から手順書により特定行為を行う看護師に対し、「特定行為研修」の受講が義務づけられました。

研修を受けるとこのように変わります 特定行為の実施の流れ



手順書って何？

- 手順書は、医師・歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録のことです。
- 医師・歯科医師は手順書を適用する際に、患者さんと看護師を特定します。
- 各医療現場の判断で、具体的な内容を追加することもできます。

「直接動脈穿刺による採血」に係る手順書のイメージ

手順書の内容	該当手順書に係る特定行為の対象となる患者
該当手順書に係る特定行為の対象となる患者	呼吸状態の変化に伴い迅速な対応が必要になりうる患者
看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲	以下のいずれかが当てはまる場合
	呼吸状態の悪化が認められる (SpO_2 、呼吸回数、血圧、脈拍等)
	意識レベルの低下 (GCS〇点以下又は JCS〇点以上) が認められる
診療の補助の内容	病状の範囲に合致する場合は、直接動脈穿刺による採血を実施
特定行為を行うときに確認すべき事項	穿刺部位の拍動がしっかりと触れ、血腫がない
医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡体制	1. 平日勤帯 担当医師又は歯科医師に連絡する 2. 休日・夜勤帯 当直医師又は歯科医師に連絡する
特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法	手順書による指示を行った医師又は歯科医師に採血の結果と呼吸状態を報告する (結果が出たら速やかに報告)

* 特定行為以外の医行為と同様に、特定行為を行うときには、「医師・歯科医師が医行為を直接実施するか」「どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるか」の判断は、患者さんの病状や看護師の能力を勘案し、医師・歯科医師が行います。



10万人以上の養成を目指します

新たな研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することで、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成することを目的としており、多くの看護師に受講していただきたいと考えています。

(脱水を繰り返すAさんの例)

特定行為区分	特定行為	
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整 侵襲的陽圧換気の設定の変更 非侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器からの離脱	
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換 一時的ペースメーカーの操作及び管理 一時的ペースメーカーリードの抜去 経皮的心肺補助装置の操作及び管理 大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	
循環器関連	心臓ドレーン管理関連 胸腔ドレーン管理関連 腹腔ドレーン管理関連 ろう孔管理関連 心臓ドレーンの抜去 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更 胸腔ドレーンの抜去 腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜去を含む。） 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 脳膜ろうカテーテルの交換	
心臓及み水分管理に係る薬剤投与関連	中心静脈カテーテルの挿入 未梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入 創傷管理関連 創部ドレーン管理関連 動脈血液ガス分析関連 透析管理関連 栄養及み水分管理に係る薬剤投与関連 感染に係る薬剤投与関連 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 術後疼痛管理関連 循環動態に係る薬剤投与関連 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連 皮膚摂取に係る薬剤投与関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整 侵襲的陽圧換気の設定の変更 非侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器からの離脱 気管カニューレの交換 一時的ペースメーカーの操作及び管理 一時的ペースメーカーリードの抜去 経皮的心肺補助装置の操作及び管理 大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整 心臓ドレーンの抜去 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更 胸腔ドレーンの抜去 腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜去を含む。） 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 脑膜ろうカテーテルの交換 中心静脈カテーテルの挿入 未梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入 創傷管理関連 創部ドレーンの抜去 直接動脈穿刺法による採血 桥骨動脈ラインの確保 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理 持続点滴中の静注剤の投与量の調整 脱水状態に対する輸液による補正 感染症候がある者に対する薬剤の臨時の投与 インスリンの投与量の調整 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整 持続点滴中のカテーテルの投与量の調整 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整 持続点滴中の静注剤の投与量の調整 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整 抗けいれん剤の臨時の投与 抗精神病薬の臨時の投与 抗不安薬の臨時の投与 抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整